

「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン（仮称）」素案に係る県民意見募集の結果について

1 意見の件数

234 件（68 人）

提出方法：電子メール 63 人、FAX 2 人、郵送 3 人

2 意見の内容及び意見に対する県の考え方等

【序章・総論 に関すること】

番号	区分	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連する頁
1	序章 6 子供・若者の意見の尊重	子供・若者の意見の尊重に当たっては、子供・若者が自分の関わることに對して自由に意見発信ができ、それが大人に妨げられることがないよう、配慮してほしい。また、意見を聞く対象の地域や属性に偏りがないよう努めてほしい。 (同様の意見他 3 件)	令和 5 年度に実施した「広島県子供の生活に関する実態調査」において、力を入れて欲しい取組について子供の意見をきいたところですが、同調査は県内全 23 市町の児童に対して、親や先生に回答を見せなくていいような形で調査を行っております。引き続き、子供・若者が安心して意見を述べるができる場・機会の提供に取り組んでまいります。	5
2		意見を聞く仕組みを工夫してほしい。いわゆるマイノリティと言われる状況にある子供や若者の声を拾い、現状を把握するためにも、アンケート項目を工夫し、また、個別に意見を聞く仕組みも必要である。	令和 5 年度に実施した「広島県子供の生活に関する実態調査」においては、市町とも連携して小中学校を通して配布するなど、広く県内児童の意見をきいたところですが、子供等の意見を聞く手法につきましては、それぞれの施策内容等に応じて検討してまいります。	
3		子供・若者の意見が、どのように県のこども施策に反映されたのか、こども・若者に限らず広く周知してほしい。	本プラン策定にあたっていただいた子供・若者の意見については、各分野に関する主な意見の内容と、それらに関連する取組等についてプランの中にどのように記載しているかをまとめたフィードバック資料を作成し、公表する予定としております。各施策における子供・若者の意見への具体的な対応については、それぞれの内容に応じて検討してまいります。	
4		プランの内容について子供・若者・子育て当事者にも分かりやすい方法で周知し、意見を募ってほしい。	プラン策定にあたっては、小学 5 年生・中学 2 年生とその保護者を対象とした「広島県子供の生活に関する実態調査」において、改正前のプランの施策について、子供向けにわかりやすく表記した上で、ご意見を頂き、施策検討の参考としております。 また意見募集にあたっては、県ホームページへの掲載だけでなく、県 SNS や子育て当事者向けメールマガジン等により周知を行ったところです。プランについては、主な内容についてやさしい表現で記載した「やさしい版」を作成し、子供・若者にもわかりやすく周知してまいります。	
5		子供・若者が権利の主体であるが、プランの中には子供・若者を権利の主体とする具体策が見られないように思う。子供に関わるすべての大人が、子供の権利等について学ぶことができる仕組みをプランに反映してほしい。	子供の権利については、子供施策全体に関わるものであることから、序章において、普及啓発を図る旨等を記載しており、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨・内容について広く社会全体への周知を図ってまいります。	

番号	区分	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連する頁
6	序章 7 社会全体でのプランの推進	社会全体でプランを適正に推進するため、連携する民間団体の適格性は自治体の責務として慎重に判断してほしい。	プランの推進にあたり、連携する民間団体については、各団体の活動内容なども踏まえ、適切に連携してまいります。	5
7		子供や若者とともに社会をつくるための具体策をプランに反映してほしい。	プラン策定にあたっては、小学5年生・中学2年生とその保護者を対象とした「広島県子供の生活に関する実態調査」において、改正前のプランの施策について、子供向けにわかりやすく表記した上で、ご意見を頂き、施策検討の参考としております。個別の施策における具体的な対応については、各施策の策定、実施等において、それぞれの内容に応じて検討してまいります。	
8	序章 8 プランのマネジメント	プランに基づく事業について、年度ごとに事業評価をし、県民へ公開されることを望む。	プランについては、毎年度、広島県子ども・子育て審議会において進捗点検を実施し、その結果を公表することとしております。	5
9	総論 1(4)子供の生活実態調査により把握した現状	実態をより把握するために、子供の生活実態調査の項目を増やす必要があるのではないか。例えば、遊ぶ時間が確保されているか、子供の身体的・精神的な健康状態はどうか、子供の権利が守られていると感じるか、家族との関係は良いと感じるか、放課後の居場所(現状と希望)、子供に関する施策に意見を出し社会に参画したいと思っているか、など。	次回の調査実施にあたり参考にさせていただきます。	21～25
10	総論 2 特に注力する分野等	少子化対策について、現在こども家庭庁が主管する各種の支援事業には出生率改善と関連する事業は存在しないとされていることから、個々の自治体において支援事業と出生率改善とを独自に結びつける際には、地域の事情に沿って十分にその効果とコストとを考慮し、その結果を県民に開示することが必要に思う。	少子化対策において、出生率は目標としておりませんが、各事業の指標・目標や達成状況、予算額・決算額等について、「主要施策の成果に関する説明書」の公表や決算特別委員会への報告等を通じて県民に示しながら、子供を持ちたいという希望の実現に向けて取り組んでまいります。	26～27
11	総論 3 将来にわたって目指す社会像と目指す姿	プランの目指す社会像や目指す姿も、子供・若者・子育て当事者とともに考える必要がある。	今回の意見募集においては、目指す社会像も含めたプラン全体について県民の皆様からご意見をいただいているところです。社会全体でプランを推進するためにも、子供・若者自身をはじめ、子育て当事者、子育てを終えた人、子供を持たない人等、県民全体でこのプランの目指す社会像、目指す姿を共有できるよう取り組んでまいります。	28～29
12		領域Ⅰにおける目指す社会像が「すべての子供たちに、「乳幼児期から大学・社会人まで」を見据え、学校・家庭・地域等で、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる資質・能力が育成されています」とあるが、子供たちがそれを望んでいるのか。すべての人がその能力を身に付けた社会は異様であり、「こどもまんなか」や「当事者目線」とはかけ離れているのではないか。	子供たち一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることを目指した取組を進めてまいります。	28 31

番号	区分	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連する頁
13	総論 4 モニタリング指標	モニタリング指標について、「こどもまんなか」や「当事者目線」を鑑み、「子育てが楽しいと思う」「自分のことを好きだと思う」など、より当事者目線での指標もあるとよい。	モニタリング指標については、「広島県（自分の住む地域）で子育てをしたいと思う親の割合」「広島県（自分の住む地域）が好きだと思う子供の割合」など、当事者目線の指標を設定し、「将来にわたって目指す社会像」に向けて動向を注視していくこととしております。	29

【領域Ⅰ柱1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進 に関すること】

番号	区分	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連する頁
14	成果指標	成果指標を「5つの力が育まれている年長児の割合」と設定しているが、乳児は日々成長しているため、乳児には乳児の成果指標を設定してほしい。	この成果指標（「5つの力」が育まれている年長児の割合）は、本県の「遊び 学び 育つひろしまっ子！推進プラン（第2期）」に掲げる施策が園・所等の教育・保育の質の向上に有効なものとなっているかを評価するためのものです。 「5つの力」自体は、子供の周りにいる大人が、その子の個性を大切にし、発達に合わせて育んでいくことを目指すものです。個々の幼児の資質・能力の到達目標ではないこと、また、全ての子供に同じように見られるものではないことに十分留意する必要があります。この点は幼稚園教育要領・保育所保育指針等で示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（いわゆる「10の姿」）と同じです。このため、乳幼児期の一時点を捉えた子供の育ちに関する目標を設定することは考えていません。	32～34
15		領域Ⅰ柱1の成果指標が、「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれている年長児の割合とあるが、どのように評価しているのか。子供にその力がついていないかを大人が主観で評価すること自体が、「こどもまんなか」ではないように感じる。	「5つの力」の評価に当たっては、各園・所等の年長児の担任が、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（10の姿）に基づいて、子供の具体的な姿を見取り、その後、複数の保育者が、子供の内面や背景を推し量りながら話し合うことを通じて客観的に見取った状況を「5つの力が育まれている年長児の割合」としております。 このように日常的に該当の子供の教育・保育を行っている幼稚園教諭や保育士が、その子の姿を中心において話し合い、できるだけ客観的に一人一人の子供を評価することは、当事者である子供を最大限尊重しているものと考えております。	

番号	区分	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連する頁
16	(1)乳幼児期の教育・保育の充実	乳幼児教育支援センターの取組である「育みシート」はとても良いものであるため、子育て家庭に届くよう、もっとPRし、もっと多くの人に届いてほしい。子育て支援や保育に関わっていない人でも分かりやすいよう、見やすいものにしてほしい。	<p>「育みシート」は、園・所等の保育者がその経験や力量に左右されず、子供の育ちを客観的に評価し、それを日々の教育・保育の改善につなげるためのツールであり、園・所等内において活用されるものです。</p> <p>このため、地域や家庭に広く配布することは想定しておりません。園・所等が保護者の方への説明のために活用する場合には、子供の発達や子育てに対する不安につながるような伝え方にならないよう留意していただいております。</p> <p>実際に、園・所等の中には、「育みシート」の趣旨を正しく理解した上で活用いただき、保護者の方に、子供の姿を基にしたかかわりなどについてわかりやすく説明をされている事例もあります。</p> <p>今後、このような「育みシート」の適切な活用事例を普及してまいりたいと考えております。</p>	33

【領域Ⅰ柱２ 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成 に関すること】

番号	区分	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連する頁
17	全体	社会で活躍するために必要な資質・能力を、本人の意思や個人の資質を踏まえずに、全ての子どもに同じように育成しようとするから、子供の不登校や自殺が年々増加しているのではないかと。本当に大切なことは、大人に育成されることではなく、本人が自分のペースで、自分の意志で成長することであり、それによって自分や人を好きになり、社会を好きになり、社会のために何かしたいと思う心や能力が育っていくのだと思う。	学校は、多くの人たちとの関わりの中で、様々な体験や経験を通じて、実社会に出て役立つ生きる力を養う場であり、子供たちが、一人一人の学習進度や興味・関心等に応じて学ぶ方法を選ぶなど、それぞれの特性にあった柔軟な学びの実現に向けて取組を進めてまいります。	35～47
18	(1)主体的な学びを促す教育活動の推進	個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させることは重要だが、具体的にどう充実させるのか。また、学校教育において教員が担える力をどう付けていくのか。	個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、一人1台端末の効果的な活用を重点に掲げ、取組を進めてまいります。また、一人1台端末の具体的な活用に関する好事例等から学ぶ研修、ICTを活用して授業づくりを実際に行う研修等によって、教員の実践力を身に付けてまいります。	36～37

番号	区分	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連する頁
19	(2)生徒指導及び教育相談体制の充実	いじめに関する施策の方向と具体策として、学校と警察との連携について記載するとともに、その連携について児童及び保護者に周知すると記載してほしい。	いじめ事案については、各学校がいじめ防止基本方針に基づき、組織として確実にいじめの認知を行うとともに、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである」という認識のもと、いじめを見逃さず、いじめられている子どもの心に寄り添った指導が行われるよう、取組を推進しております。 学校が、いじめを積極的に認知することで、いじめにつながる要因を見逃さず対応することは重要ですが、一方で、相手に直接危害を加える行為等は、事案の軽重に関わらず、毅然とした対応が求められるため、必要に応じて警察等関係機関との連携を行う必要があると考えております。 引き続き、各教科での学習、道徳科や特別活動などを通じて、全ての児童生徒が「いじめに向かわない」態度を身に付け、いじめの未然防止に努めるとともに、認知したいじめ事案については、解消に向けて、組織的な対応を図ることができるよう取組を推進してまいります。	38～39
20		成果指標を「いじめの解消率（公立小・中・高・特別支援学校）」「不登校児童生徒への支援の結果、好ましい変化が見られた児童生徒の割合（公立小・中学校）」「中途退学率（公立高等学校）」としているが、これらが目標値に近づいたところで、子供たちがウェルビーイングな状態であるとは限らず、満足するのは大人であるため、指標としてふさわしくないのではないか。例えば、中途退学後に、自分のしたいことに出会い生き生きと働いている若者たちも多い。	急速に変化し、予測困難な現代社会で、学校の教育活動全体を通して子供たち一人一人のウェルビーイングが向上するよう様々な取組を進めております。その中で、不登校やいじめなど子供たちが抱える困難が複雑化・多様化していることから、「いじめの解消率」や「不登校児童生徒の好ましい変化」等をプランの指標として設定し、取組の進捗を図りながら改善に努めていくこととしております。	
21		子供たちの性被害が多いことから、課題として「教員が性加害者となるような状況をつくらないこと」を盛り込んでほしい。	わいせつ事案を含む教職員の不祥事の根絶については「広島県教育に関する大綱」に基づく教育委員会主要施策実施方針に記載しており、子供たちが安心して学ぶことができる環境をつくるため、全ての教育関係者と力を合わせて、教職員の不祥事の根絶に向けた取組を着実に進めてまいります。	—
22	(3)キャリア教育の推進	成果指標を、現行プランの「新規高等学校卒業生離職率」等から「将来の夢や目標を持っていると肯定的に回答した生徒の割合（高等学校）」に変更になっておりとても良い。一方で、夢や目標を持つことをゴールにする教育ではなく、夢や目標を持ち、なりたい自分になり、自分を好きになることが大切である。	生徒が、学ぶことと自分の将来とのつながりを見通しながら、自身の職業意識や生き方等について主体的に考えていけるよう、キャリア教育を推進してまいります。	

番号	区分	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連する頁
23	(5)子供の健康・生活習慣づくり、運動習慣の確立	<p>新生児期の抱っこの仕方や、生後1歳までの発達期をどのように過ごすかが、子供が、勉強やスポーツを苦手と感じることにつながっていることから、県内すべての保健師や子育て支援者が、親に対し、将来を見据えたアドバイスや連携先の提案などの適切なアドバイスができるような、スキルアップのための研修の質の確保や機械の提供が急務である。</p>	<p>新生児期や生後1歳までの子供を持つ子育て家庭に接する機会の多いネウボラ拠点において、ネウボラ相談員が、乳幼児の発達・発育や乳児期からの体づくりの重要性を理解し、保護者に対して遊びなどを通して運動発達を促す関わり方を伝えることができるよう、研修の充実を図ってまいります。</p>	45～47 57～58
24	その他	<p>学校生活に必要なものの支給や、体育館へのエアコン設置等のため、学校予算を増やしてほしい。</p>	<p>県立学校で用いる物品については、学校の実態によって、必要な予算を措置することにより、各学校において必要な物品を揃えております。</p> <p>また、体育館へのエアコンの新規整備については、断熱性確保等に多額の経費を要することが課題であり、県立学校においては、既に整備した普通教室等の空調の維持・修繕・更新等を優先的に進めていく必要があることから、施設整備全体の様々な対策における優先度を勘案しながら取り組んでいるところです。</p>	—
25		<p>教職員の待遇を良くしてもらい、熱意ある教員の退職を防いで欲しい。</p>	<p>教員については、高度専門職にふさわしい処遇及び職務や勤務の状況に応じた処遇の実現を行うため、関係法律の改正が行われる予定です。</p> <p>また、教員の子供と向き合う時間の確保や超過勤務の縮減等により、教員の「働きやすさ」と「働きがい」を充実に努めてまいります。</p>	
26		<p>ブラック校則を廃止し、自由な服装や髪型での登校を認めてほしい。</p>	<p>校則は、児童生徒が安全・安心な学校生活を過ごし、よりよく成長していくために、各学校の実情等に応じて定められるものです。</p> <p>学校・地域の実態、時代の変化や児童生徒の意見などを踏まえて、各学校が見直しを行っていけるよう、引き続き、指導・助言を行ってまいります。</p>	
27		<p>P T A制度を廃止してほしい。</p>	<p>P T Aは子供の健やかな育成のために、保護者と教職員等によって構成されている任意団体です。その活動や運営については、学校や地域の実態等を踏まえ、構成員の皆様によって決定されております。</p>	
28		<p>叡智学園など県立学校の県在住者の枠を見える化してほしい。叡智学園などの優れた一貫校は隣接県と広域で設立するなど、中国地域全体の発展に資する取組をしてほしい。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の県政運営の参考にさせていただきます。</p>	

【領域Ⅱ柱1 就労・結婚・妊娠・出産の希望の実現を後押しする環境の整備 に関すること】

番号	区分	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連する頁
29	(1)将来を見通せる経済的基盤づくり	広島県として、就労・結婚・子育てに対してどのような県政を行っているのか見えてこないため、まずは何を指すのかを発信したほうが良い。いりょう	県の取組につきましては、WEB サイトや SNS を含め様々な広報媒体を通じて、発信に取り組んでまいります。関連項目の目指す姿を素案 49 ページに記載しておりますが、本プランの内容につきましてもわかりやすく周知を行ってまいります。	49
30		子育てに関する経済的支援を分かりやすく伝えていくべきである。(同様の意見他 1 件)	経済的支援制度について十分に知ってもらい、将来の経済的負担への不安を軽減するため、ライフステージに応じた支援制度を見える化し、積極的に周知してまいります。	50～51
31		「妊娠・出産・子育てに係る経済的負担・不安の軽減」に取組むとあるが、広島県として子ども及び子育て世代へのこれまで以上の具体的な経済支援について取り組む姿勢が見えてこない。 取組の方向としても、「国に働きかける」あるいは「(既存の) 県独自の支援策を効果的に組み合わせ」といった内容でしかなく、県としてはこれ以上独自の支援を拡充するつもりはないとの印象を読み手に与えるものとなっており、もしそのようなつもりがないのであれば、明示的に「県独自の支援を拡充する」旨の記載してほしい。	経済的支援については、既存の取組に限らず、全国一律の支援策と県独自の支援策を効果的に組み合わせ、妊娠・出産・子育てに係る経済的負担の軽減を図ることとしております。県独自の支援策に関して、制度の拡充には多額の財源が必要となることから、国の動向も注視しながら、支援策の内容も含め、慎重に検討してまいります。	
32		県内自治体の乳幼児医療費の助成制度について、地域間格差をなくしてほしい。所得制限の撤廃や無償化を検討してほしい。(同様の意見他 47 件)	乳幼児医療費助成制度については、各市町において、子育て支援や定住促進などの施策の一環として実施されています。県では、早期受診による乳幼児の健康保持と子育て家庭の経済的負担の軽減という 2 つの観点から、病気にかかりやすく、受診頻度の高い就学前までを対象に、受益と負担の公平性を担保し、安定的かつ持続可能な制度とするため、一定の所得制限や自己負担を要件として、市町に対し補助を行っています。 子供たちがどこに住んでいても安心して必要な医療を受けることができるよう、引き続き、国に対して全国一律の医療費助成制度の創設を要望してまいります。 なお、子育てに係る経済的支援につきましては引き続き、検討が必要と考えておりますが、制度の拡充には多額の財源が必要となることから、国の動向も注視しながら、慎重に検討したいと考えております。	
33		0～2 歳児の保育料や第 2 子以降の保育料の無償化、所得制限の基準の見直し、第 2 子妊娠時の第 1 子の退園などを検討してほしい。(同様の意見他 11 件)	保育料の完全無償化については、少子化への対策として、国において全国一律の制度として早期に実現すること、また、先行的に実施している自治体への財政的支援について、国へ要望を行っているところです。 県としては、国の動きを注視しつつ、保育料の負担軽減が進むよう取り組んでまいります。	

番号	区分	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連する頁
34	(1)将来を見通せる経済的基盤づくり	副食費を無料にしてほしい（同様の意見他2件）	<p>食材料や行事等に係る費用については、各市町もしくは各施設において決定されることとなっております。</p> <p>県としては、保護者の負担軽減につながるような、保育施設の運営や創意工夫がなされるよう、引き続き、市町を支援してまいります。</p> <p>なお、保育料の完全無償化については、少子化への対策として、国において全国一律の制度として早期に実現すること、また、先行的に実施している自治体への財政的支援について、国へ要望を行っているところです。</p> <p>県としては、国の動きを注視しつつ、保育料の負担軽減が進むよう取り組んでまいります。</p>	50～51
35		共働き世帯の幼稚園の延長利用について、金銭的支援を手厚くしてほしい。	私立幼稚園の預かり保育（延長利用）の実施について、補助金を通じて各園の支援に取り組んでいるところですが、預かり保育の実施の有無や料金などについては、各園において設定されるものであります。	
36		公立高等学校、私立高等学校の学費等に係る補助制度について、所得制限を撤廃してほしい。（同様の意見他1件）	高等学校の学費等、子育てに対する経済的支援につきましては、必要な費用や国の動きなども踏まえながら検討してまいります。	
37		給食費の無償化を検討してほしい。また、量やおかずを増やすなど、メニューを充実させてほしい。（同様の意見他5件）	給食に関する経済的支援につきましては、必要な費用や国の動きなども踏まえながら検討してまいります。また、給食の内容につきましては、学校給食実施基準に基づき、児童生徒が各栄養素をバランス良く摂取しつつ、様々な食に触れることができるように各市町及び学校で取り組んでおります。魅力あるおいしい給食となるよう、いただいたご意見を市町及び学校にも共有いたします。	
38		小学校、中学校、高等学校などの入学のタイミングで必要となる費用を、制限なく負担してほしい。	教育に係る経済的支援につきましては、必要な費用や国の動きなども踏まえながら検討してまいります。	
39		ランドセルや制服、教材など、学校生活に必要なものは支給してほしい。（同様の意見他1件）		
40		おむつ、お尻拭き、ベビー用品等の購入や、産後の保護者の生活に最低限必要なものの購入費を補助してほしい。（同様の意見他4件）	出産・子育てに係る経済的支援の拡充については、令和4年度から10万円の出産・子育て応援交付金が創設され、令和6年10月には児童手当が大幅拡充されるなど、国において出産や子育てに係る経済的支援が拡充されており、県としても応分の負担を行うなど支援を着実に講ずることにより、出産・子育てに係る経済的負担の軽減に取り組んでまいります。	

番号	区分	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連する頁
41	(1)将来を見通せる経済的基盤づくり	多胎児の育児費用の助成をしてほしい。	令和4年度に創設された出産・子育て応援交付金では妊娠時に5万円、出生時に新生児1人につき5万円が支給され、令和6年10月には児童手当が大幅拡充されるなど、国において出産や子育てに係る経済的支援が拡充されており、県として応分の負担を行うなど支援を着実に講じることにより、多胎児を妊娠・出産された方を含めた出産・子育てに係る経済的負担の軽減に取り組んでまいります。	50～51
42		自然分娩と無痛分娩では、産後の心身のダメージがまったく違う。1人目を産んで出産が恐怖に変わった人、産後のダメージを考えると2人の育児を想像できないという人のため、少子化対策の一つとして、無痛分娩を希望する人への費用補助が有効と考える。	出産に関する費用については、出産時に受け取ることができる「出産育児一時金」が令和5年4月から50万円に引き上げられるとともに、現在、国において出産費用の保険適用に向けた検討が行われており、出産に必要な費用が手当てされるよう、動向を注視してまいります。	
43		検診費用の無償化や検診のための通院に係る交通費の補助を検討してほしい。(同様の意見他1件)	各市町において妊婦健診費用の公費負担がなされており、また市町によっては、県の補助金の活用等により遠方の妊婦健診実施機関までの交通費を助成するなど、地域の実情に応じた妊産婦支援が行われております。引き続き市町とも連携し妊産婦支援に取り組んでまいります。	
44		インフルエンザ、新型コロナ等予防接種について、子供世代の助成もしてほしい。(同様の意見他1件)	<p>インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症については、予防接種法上、個人の重症化予防を目的とするB類疾病に分類されており、重症化リスクの高い高齢者に対して、公費による定期接種が行われています。</p> <p>一方、重症化リスクが高くないとされている子供に対しては、個人の意志・責任において接種する任意接種が行われていますが、本県は従来から、公費による予防接種は全国一律の定期接種で行われるべきとの考えに基づき、費用対効果の観点からも、県単独での任意接種に対する費用助成については、慎重な対応をとっているところです。</p> <p>子供へのインフルエンザワクチン接種については、予防接種の実施主体である市町において、市町の実情に応じた接種費用の助成が行われており、県としては、各市町のインフルエンザワクチン接種の費用助成の状況について、県ホームページによる情報提供を行っているところです。引き続き希望する方が接種を受けやすい体制を確保できるよう、市町と連携して取り組んでまいります。</p> <p>また、子供への新型コロナワクチンの接種可能な医療機関が少ないという点に関しましては、希望する方が可能な限りお住まいの市町で接種が受けられるよう、市町と連携して医療機関への呼びかけを行うなど、接種体制の確保に努めてまいります。</p>	

番号	区分	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連する頁
45	(2)結婚を希望する人への支援	若い世代が、結婚や子育てにポジティブなイメージを描けない要因として、経済的な理由のほか、「子育て世帯との関りがなく、子育ての楽しさや幸せを感じる機会がない」ことがあげられるのではないかと。取組の方向として、若者(中高生)と子育て世帯の交流を増やすこと、具体的には「乳幼児のいる家庭が学校を訪問して交流する」等がプランに記載されると良い。	プランにおいて、ポジティブイメージ浸透に向けて、子供・子育てに係る様々な体験の機会の提供に取り組む旨を記載しております。具体的な取組の1つとして、令和6年度から学校で乳幼児とふれあう機会の提供を行っており、こうした取組も通じてポジティブイメージの浸透を図ってまいります。	52～53
46		結婚に関する支援金や助成金の支給について検討してほしい。	移住支援金や結婚に関する支援金は、各市町が定住促進等の目的で行っている施策であり、県としては一時的な現金給付よりも、ライフサイクル全体を通して経済的基盤を安定させることが重要と考えております。そのため、子育て世帯の所得の増加と、子育てや教育に係る経済的負担の軽減が図られるよう取り組むほか、ライフステージに応じた支援制度の見える化により経済的負担への不安の軽減に取り組んでまいります。	50～51 52～53

【領域Ⅱ柱2 妊娠期からの見守り・支援の充実 に関すること】

番号	区分	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連する頁
47	(1)妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり	出産から育児までの総合相談窓口を設けてほしい。	全県での構築を進めている「ひろしまネウボラ」において、妊娠・出産・子育てに係る相談を一元的に受け付け、必要な支援につなげているところですが、こうした取組の一層の周知を行い、妊婦や子育て家庭の不安や悩みに寄り添い、支援を行ってまいります。	57～58
48		子育てについて気軽に相談できる、身近な地域の子育て支援の場と、専門機関との連携体制を充実させてほしい。その際の個人情報の共有の仕組みも盛り込んでほしい。	ひろしまネウボラの構築により、市町のネウボラ拠点に加え、地域子育て支援拠点や保育所・認定こども園などの関係機関と連携し、子育て家庭が気軽に相談できるよう相談窓口の充実に取り組むとともに、支援が必要な家庭は、専門的な支援につなげられるよう、専門機関との連携体制の充実に取り組んでまいります。なお、個人情報の取扱については、個人情報保護法等に基づき、適切に対応します。	
49		ネウボラは、仕事をしている人は使いにくい、保健師というだけで見定められているように感じるなどの声があり、すべての人が使いやすいわけではないため、成果指標である「安心して妊娠、出産、子育てができると思う者の割合」の向上のため、ネウボラ以外の民間での利用者支援事業も推進してほしい。(同様の意見他2件)	ネウボラ業務を民間企業へ委託している市町もあり、地域の実情に応じて、利用しやすいネウボラ拠点やこども家庭センターの設置が進められるよう、市町を支援してまいります。また、児童福祉法により、保育所等の子育て支援の施設や場所において全ての子育て世帯やこどもが身近に相談することができる「地域子育て相談機関」の設置について定められ、市町により設置が進められていることから、その設置についても市町を支援してまいります。	

番号	区分	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連する頁
50	(1)妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり	予防的支援のモデル事業の一つである「ホームスタート」を、ひろしまネウボラの好事例として参考にしたら良い。	「ホームスタート」については、県で重視している子育て家庭の状況の早期把握と早期支援に合致する取組と考えております。県内市町が、その実情に応じて、「ホームスタート」などの取組を実施することができるよう、市町への情報共有などを継続してまいります。	57～58
51		妊娠・出産、子育てに関しては、母親も初心者であり、ネットの情報に振り回されながら過ごすのはストレスのもとである。妊娠して母子手帳をもらったら、妊娠中や産後の生活についての知識を得る機会を、オンライン等で設けてほしい。	広島県では、妊娠、出産、子育ての悩みや不安に寄り添うひろしまネウボラの構築や、助産師にオンラインで相談できる取組などを実施しているところですが、引き続き妊娠・出産に関する支援制度や相談窓口の情報発信の強化に取り組んでまいります。	57～58 59～60
52		産後は、産後うつや産後クライシス、虐待などに陥りやすく、行政しかそこに支援できないと感じる。気軽にいつでも相談、支援を誰でも受けられる環境に変える必要がある。	「ひろしまネウボラ」における全ての妊産婦と子育て家庭に対する定期的な面談や相談対応などにより、産後うつや虐待などのリスクを早期に発見し、予防的な支援につなげております。子育て家庭がいつでも当たり前を訪れることのできる相談先となるよう取り組んでまいります。 また、自宅でも気軽に相談・支援が受けられるよう、アウトリーチ型の産後ケアの充実や、助産師によるオンライン相談などの相談体制の充実に取り組んでまいります。	
53	(2)妊産婦支援・母子保健等の推進	夫が育休中でも行政の産後ケアを利用できたり、上の子も同行することができるよう制度を整えるべき。 また、病院ではなく産後ケアホテルを用意してほしい。(同様の意見他3件)	産後ケア事業については市町が実施しており、いただいたご意見は市町にも共有いたします。 市町とも連携し、産後ケア施設の広域利用や整備促進、民間の宿泊施設の活用等により、産後ケア事業の提供体制を強化するなど、産前・産後の妊産婦への支援体制の充実に取り組んでまいります。	59～60
54		産後ヘルパー事業を夫が育休中でも利用できるようにしてほしい。また、利用上限回数や1回の利用時間が足りない。 民間のベビーシッターや家事代行に対する補助をしてほしい。(同様の意見他1件)	産後ヘルパー事業については市町が実施しており、いただいたご意見は市町にも共有いたします。 産後ヘルパーを含め、産前・産後サポート事業や産前・産後のケアのために市町が独自に実施する事業について、利用料の半額助成を行っているところであり、こうした支援も含めて市町の取組を支援してまいります。	
55		産後の母親のサポートが不十分であるため、専門家に限らない寄り添い型の支援を充実させてほしい。	市町とも連携し、産前・産後サポート事業や産後ケア事業の提供体制を強化するなど、産前・産後の妊産婦への支援体制の充実に取り組んでまいります。	

番号	区分	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連する頁
56	(2)妊産婦支援・母子保健等の推進	<p>育児休暇を取得できない父親でも、帰宅後の母親へのケアの有無によって母親の精神的不安・負担が改善される傾向がある。育児休業の取得促進ばかりでなく、まずは、父親支援として、父親に求められる役割を学ぶ場を増やしてほしい。</p>	<p>母子健康手帳や啓発資材、市町における両親学級や父親教室などを通じて、父親の役割や育児に関する基礎知識の普及啓発に取り組んでいるところですが、こうした取組の一層の周知に努めながら、男性の育児参画を進めてまいります。</p> <p>また、当事者だけでなく、企業や社会全体の意識改革を進めるとともに、働きながら子育てしやすい職場環境の整備に取り組み、「共育て」の定着を図って参ります。</p>	59～60 80～81
57	(3)周産期・小児医療体制の確保	<p>目指す姿として「妊産婦及び子どもたちがいざという時に質の高い周産期・小児医療を受けることができます」と記載されているが、本来医療というものは「いざという時」だけではなく、常にそうあるべきである。</p> <p>また、課題として、「小児の二次救急医療機関を訪れる患者のうち、9割以上が軽症であることが以前より指摘されて」いる旨の記載があり、上記の「いざという時」という記載と合わせて読むと、広島県は小児が救急にかかるのを控えて欲しいと考えているとの印象を読み手に与えるものとなっており、もしそうでないのであれば上記の記述を削除するなど、記述を改めるべきである。</p> <p>「休日・夜間の診療に当たっている病院の医師等の負担増大の要因」はあくまで医師不足であり、県が、小児救急患者が軽症であることを問題視するあまり、受診控が起こってしまった、それこそ素案において県が目指している「いざという時に質の高い周産期・小児医療を受けることができ」る状態が達成できないことになる。</p>	<p>ご指摘のとおり、現在の記載では誤解を与える恐れがありますので、「いざというとき」の記載を削除することとします。</p>	56
58		<p>これまでも成果指標を達成するために医療資源を集約化・重点化を進めてきているが、そのことによって中山間地域では医療機関までが遠く、何かあってもすぐに受診できない状況があり、妊娠出産における選択肢が少なすぎる。医療機関としっかり連携した助産院や自宅出産を取り扱える助産師を確保し、県内どこでも自然であたたかい出産を選択できるようにしてほしい。</p>	<p>本県では、県内に就業する助産師を確保することを目的とした助産師修学資金の貸与や、助産師の実践能力の向上等を目的とした出向支援等により、助産師確保に取り組んでおり、今後も引き続き、助産師確保対策を推進してまいります。</p>	61～62

【領域Ⅱ柱3 子供の悩みに対する支援・居場所の充実 に関すること】

番号	区分	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連する頁
59	(2)子供の性被害への対策の充実	「性被害ワンストップセンター」の周知とあわせて、子供自身からの相談に対応できるスタッフを育成するなどセンター機能を充実させてほしい。	判断能力が不十分な未成年は、被害にあっても自ら申し出ることが困難な場合があると考え、県内すべての小学校・中学校・高等学校に対し、「性被害ワンストップセンターひろしま」のリーフレットやステッカーを配布し、子供への周知に努めています。 また、「性被害ワンストップセンターひろしま」の相談員に対しては、研修やケース検討会議など様々な機会を捉えて質的向上を図っております。	66～67
60		子供同士の性加害・性被害の防止に取り組んでほしい。また、性被害にあった時に専門的に対応できる専門家チームの育成をしてほしい。	子供の性被害防止対策を強化するため、昨年10月に、広島県青少年健全育成条例の一部を改正し、性的な画像等の提供要求行為の規制などの措置を講ずるとともに、県内すべての小学校・中学校・高等学校へチラシを配布し改正内容を周知したところです。条例の周知に加え、SNS等を介した事案を防ぐためのインターネット適正利用に関する啓発や、性被害の相談窓口周知にあわせた自ら被害を認識できるための啓発などを通し、子供が被害者にも加害者にもならないよう、未然防止に取り組んでまいります。 また、学校においては、児童生徒が、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、性暴力が及ぼす影響等を正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けられるよう「生命の安全教育」を推進しております。 なお、性被害にあった際には、専門の相談機関である「性被害ワンストップセンターひろしま」においても対応しております。	
61		「生命の安全教育」をさらに充実させ、子供たちが自らの心と身体を守ること、相手を尊重することを教えてほしい。また、保護者や地域社会とも共有し、社会全体で理解を深めることにつなげてほしい。(同様の意見他1件)	「生命の安全教育」は、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、性暴力が及ぼす影響等を正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けられるよう、学校が、授業をはじめ教育課程内外の様々な活動を通じて行っております。児童生徒が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないために、引き続き、学校が行う「生命の安全教育」が充実するよう支援してまいります。	
62	(3)不登校の子どもへの支援	身近な地域の中でも不登校児童生徒が増加していると実感しています。学校や教育支援センター、民間のフリースクールとともに、集会所等の身近な地域拠点でも不登校児童生徒が安心して過ごせる学びの機会や居場所、そのための支援があるとよい。	不登校等児童生徒や保護者にとって、オンラインの活用も含め、安心でき、学びとつながり、成長できる身近な場の充実が求められています。そのため、市町教育支援センターが、学校や民間のフリースクール等との連携も含め、不登校等児童生徒や保護者を支援する地域の拠点としての機能を強化できるよう、支援してまいります。	68

番号	区分	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連する頁
63	(4)ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラー支援として、地域が見守りできる力を持ち、ケアを必要としている家族を支える仕組みが求められている。社会福祉協議会や地域のボランティアとも連携し、必要な支援につなげる仕組みを作してほしい。	ヤングケアラーは表出しづらく、周りもその存在に気づきにくい等から、必要な支援に繋がりにくいことが大きな課題であると認識しています。このため、広く県民に対して、この問題に関する正しい理解を促進するための啓発活動を実施し、地域の方を含めて、関係者の気づきや見守り、また必要に応じて支援へつなぐなど、当事者・家族を支える仕組みづくりにつながるよう取り組んでまいります。	69～70
64	(6)子供の居場所づくり	地域の人が運営する居場所や子供の遊び場なども、幅広く子供の居場所として捉え、居場所づくりを推進するとともに、指標としている子供の居場所の数には、これらの居場所の数も入れてもらいたい。(同様の意見他1件)	ご意見にあるような場も子供の居場所として重要と考えており、こうした場も含めて、地域における居場所づくりを推進してまいります。また指標に関しては、いただいたご意見も参考にしながら、居場所の数の把握を行ってまいります。	73～74
65		学校や家庭等と地域が連携をし、子供・若者の居場所づくり・運営を推進するために、地域団体や住民が、子供・若者の実態やニーズを知り、子供・若者支援、その居場所づくり・運営に関する学習や研修を受けられる機会があるとよい。	地域の資源や子供・若者のニーズの把握、居場所の実態把握を行うこととしており、これらの情報を広く共有するとともに、開設・運営に役立つ情報発信等を行い、居場所づくりを推進してまいります。	
66		子供を遊ばせる施設や親子が集える場所を増やしてほしい。また、外遊びができない夏季、屋内で子どもたちがのびのびと遊べる場を整備してほしい。(同様の意見他15件)	市町等と連携し、地域子育て支援拠点等の子育て家庭が気軽に交流・相談できる場を地域に充実させてまいります。 また、地域の資源や子供・若者のニーズを把握するとともに、立ち上げ・運営に係る補助、地域のネットワークづくり支援等により、地域における子供・若者の居場所づくり・運営を支援してまいります。	73～74 83～84
67	その他	こども基本法、こども大綱、こどもの居場所づくりに関する指針、また「はじめの100ヵ月ビジョン」などのこども家庭庁の取組、特に「こどもの声を聴く・こどもまんなかアクション」を、迅速に自治体で行える仕組みを計画に盛り込まなければならないと考える。 「居場所をつくる、誰かに相談する」事が成果指標になっているが、大人の意識や教育の目的を考えて見直す機会、学ぶ機会、その先に相談相手として相談にのる機会が必要ではないか。	プランには、こども基本法、こども大綱など国の取組方針を踏まえて必要な施策等を盛り込むとともに、子供・若者の意見の尊重、「こどもまんなか」の趣旨の県民・企業等への啓発について記載しており、これらの取組を進めてまいります。 相談できる相手がいることや相談先を知っていること、居場所があることが、子供たちの孤独や不安の解消につながると考えられることから、こどもまんなかの観点からも、これらを指標として設定しており、目標達成に向けて、プランの内容の社会全体での共有や、地域の子育て支援者の研修等による相談体制の充実に取り組んでまいります。	5 63 84

【領域Ⅱ柱4 多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備 に関すること】

番号	区分	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連する頁
68	(1)子育てを応援する職場環境の整備	育休取得促進も重要だが、子供が小さい間は残業を減らし、毎日定時で帰宅できるような職場環境を整えてほしい。	国とも連携し、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置などを含む「育児・介護休業法」の趣旨の周知や、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方や個々の能力を發揮できる多様な働き方等、それぞれのライフスタイルに応じて働くことができる労働環境の整備を進めてまいります。	76
69	(2)質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保	0歳までのサービスは徐々によくなっているが、1歳以降についてはまだまだ子育て支援が充実していない。とくに転勤族の場合は、頼れる人や友人といった話し相手がおらず、孤独になりやすいため、優先的に預かってもらえる制度を整えるべき。	保育所への入所及び退所等の調整事務は、市町で行っており、県としては就労や障害の有無、所得等に関係なく、子供たち誰もが良質な保育等サービスが受けられるよう、引き続き、市町を支援してまいります。	77～78
70		市町によっては、長子が3歳未満児の場合、下の子の育休中に保育園退園になる場合があり、復帰時の足かせになっている。育休中であっても、短時間保育までにとどめてもらいたい。		
71		待機児童を解消し、働きたい時にすぐ働ける環境を整備してほしい。	市町において、子ども・子育て支援事業計画に基づき保育需要に応じた施設整備等を行うとともに、保護者の働き方にあった保育サービスを紹介できるよう、マッチングの実施や多様な保育ニーズへの対応に取り組んでおり、県としても待機児童ゼロを継続できるよう、引き続き、市町の取り組みを支援してまいります。	
72		病児保育を充実してほしい。病児保育を行う小児科等への支援を強化してほしい。(同様の意見他1件)		
73		保護者の就業継続に影響するため、待機児童の解消に努めてほしい。認可外保育所を利用する場合であっても、0～2歳児であればSランク対応してほしい。	保育所は保護者が市町の窓口に申込み、市町が入所調整を行います。認可外保育施設は保護者が施設に直接申込み、契約することとなります。 県としては、待機児童ゼロを継続できるよう、引き続き保育環境の整備や保育士確保等に取り組んでまいります。	
74		保育士が少なく、余裕がないことで、子どもに丁寧な対応ができず虐待に繋がるなど、保護者は不安を抱えている。保育士の待遇を改善し、離職を減らし、保育士を増やすことが必要と考える。	子供たち誰もが良質な保育等サービスが受けられるよう、保育士の確保に向けて、引き続き、保育士人材バンクによる潜在保育士の復職支援や就職説明会等の実施などにより、必要な保育士の確保に努めるとともに、保育士の処遇改善や離職防止のための職場環境づくりの推進に取り組んでまいります。 また、平均給与が全産業平均レベルになるよう、引き続き国に強く要望してまいります。	
75		保育士の給料アップや保育園増設に取り組んでほしい。(同様の意見他1件)	県として、市町による子ども・子育て支援事業計画に基づく保育需要に応じた施設整備等を支援してまいります。 また、保育士等の処遇改善等に取り組むとともに、平均給与が全産業平均レベルになるよう、引き続き国に強く要望してまいります。	

番号	区分	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連する頁
76	(2)質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保	事業所内保育施設の整備を進めてほしい。	市町において、子ども・子育て支援事業計画に基づき保育需要に応じた施設整備等を行うこととなっており、事業所内保育施設については地域の保育需要に応じて設置の認可や支援を行うこととなっております。 県としては就労や障害の有無、所得等に関係なく、子供たち誰もが良質な保育等サービスが受けられるよう、引き続き、市町を支援してまいります。	77～78
77		知的障害が無くても、自閉症があり集団での観察が難しい子供には臨機応変に加配をつけて欲しい。3歳児の場合、20人の中で1人の保育士が保育するのは親も不安であるし、保育士の負担も大き過ぎると感じる。	障害を有する児童に対し療育支援を行う加配職員の配置は、市町において、医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見などにより、決定することとなっております。 そのため、加配職員の配置についてプランには記載しておりませんが、県としては、障害を有する児童が適切な療育支援を受けることができるよう、引き続き、市町を支援してまいります。	
78		副食だけでなく、主食も給食として提供してほしい。	給食の提供方法については、各市町もしくは各施設において決定されることとなっております。 県としては、保護者の負担軽減につながるような、保育施設の運営や創意工夫がなされるよう、引き続き、市町を支援してまいります。	
79		こども誰でも通園制度、一時預かり事業について、受け入れている所が少なく、争奪戦で、面接を合格していても実際には利用できない。もう少し利用しやすい制度改革と受け入れ場所を増やしてほしい。	こども誰でも通園制度及び一時預かり事業についても、多様化していく保育ニーズの一つとして、保育環境の整備や保育士確保に取り組む市町を支援してまいります。 なお、こども誰でも通園制度は、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づき全国の自治体において実施されることとなっており、現在国において検討が進められています。 県としては、地域の実態を踏まえて利用しやすい制度となるよう国へ要望するとともに、引き続き、市町を支援してまいります。	
80	(3)放課後児童クラブの充実	放課後児童クラブの長期休暇中の朝の受入れ時間を保育園とそろえたり、延長対応をしてほしい。	放課後児童クラブへの利用調整事務は、市町で行っており、県としては、希望する低学年の児童が誰でも利用できるよう、施設整備等を通じ、引き続き、市町を支援してまいります。	79
81	(4)共育での推進	「共育で」という言葉には「二人だけで」というニュアンスを感じる。地域でのつながりが極端になくなった今、夫婦だけではなく、家族以外の人も子育てに遠慮なく手を貸せるような「共育で」を推進してほしい。	当事者だけでなく、企業も含めた社会全体の意識改革を進め、家庭における「共育で」を職場が支援し、地域社会全体で応援する社会の実現に向けて取り組んでまいります。	80～81
82	その他	保育所の充実はもちろんだが、それだけではなく、子供の病気等の際に、代わりに迎へに行ってくれる、病院へ連れて行ってくれる、家で看護してくれる、食事を作って食べさせてくれるなどの一体的な仕組みを実現してほしい。	緊急時等に子供を預かるファミリー・サポート・センター事業など、市町の取組を県として支援することで、働きながら子育てしやすい環境整備に取り組んでまいります。	83

【領域Ⅱ柱5 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保 に関すること】

番号	区分	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連する頁
83	(1)みんなで子育て応援の推進	<p>子育てのしやすさについては、窓口や情報へのアクセスが容易なことも大事な要素と思うが、地域全体で子育てを応援する気持ちを盛り上げていくことがより重要であると考えている。取り組みの方向として、地域の自治組織やNPOなど様々な団体と連携し、地域行事やサロンといった場所で高齢者、子育てをする世代、子どもが交流できる場所や機会の推進を図ることを追加してみてもどうか。</p>	<p>地域において様々な方法で交流や相談ができる環境を整備するとともに、社会全体で子育てを応援する気運を醸成することとしており、具体的な対応につきましては、いただいたご意見も踏まえ検討してまいります。</p>	83～84
84		<p>親子が安心して過ごせる場や交流の機会を充実させるため、市町が設置しているオープンスペースの開催時間の延長を、広島県から各市町に要請してほしい。そして、それに要する費用や人材確保は広島県が補助するべき。</p> <p>共働き世代が保育園や幼稚園に通所させながら保育するという家庭も多い。多様性の時代にあった地域交流を図るため、夕方にもオープンスペースを開放する必要がある。</p> <p>市町任せにするのではなく、広島県がイニシアチブを取る姿勢を示してほしい。</p>	<p>ご意見は市町にも共有しつつ、市町とも連携し、子育て家庭が交流・相談できる場の充実に取り組んでまいります。</p>	
85		<p>子育ては楽しむだけでなく、親の責任で育てなくてはならない側面もある。税金を投入して子育て支援を行うのであれば、親が、子育てに必要な力をつけられるよう、子育て支援の場で取り組むべき内容を具体的に示すことも必要ではないか。</p>	<p>母子健康手帳や啓発資材、子育て支援に関する講座、市町における両親学級などを通じて、育児に関する基礎知識等の普及啓発に取り組んでいるところであり、こうした取組の一層の周知に努め、支援を行ってまいります。</p>	
86		<p>社会全体で子育てを応援しようという意識を持つ人は9割いるにもかかわらず、応援されていると感じている子育て家庭は約25%である。支援する人とされる人という考え方がある限り、この差は埋まらないため、当事者も応援する側の人になれるような仕組みを設けてほしい。</p>	<p>子育て当事者においても、ファミリー・サポート・センター事業の提供会員、子育てサークルなど、様々な形で子育て支援に関わっており、こうした情報の周知に努めてまいります。また行政サービスを利用したことがある人・知っている人は、応援されていると感じる割合が高い傾向があり、サービスの周知も行いながら、当事者が応援されていると実感できるよう取り組んでまいります。</p>	
87		<p>子連れにやさしい環境づくりのため、路面電車やバスでベビーカー移動する際に、運転手がお手伝いが必要かなどの声かけをしてほしいなどと県から呼びかけてほしい。</p>	<p>県民の皆様に、子育てにやさしい県だと実感していただくためには、子供を取り巻く社会の全ての構成員に、社会全体で子供たちを育てていくという意識を持っていただくことに加え、子育て家庭が外出ししやすい配慮等を各施設や事業者が講じることが重要であると考えており、各施設や事業者の状況に応じて、様々な配慮やサービスが提供されるよう、引き続き、働きかけてまいります。</p>	

番号	区分	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連する頁
88	(1)みんなで子育て応援の推進	地域子育て支援拠点数や会員数を指標にするよりも、拠点で働く支援者のスキルアップやモチベーションの有無、意識改革の機会の提供、家族以外の人の子育て参画などが指標になったら良い。(同様の意見他1件)	地域における子育て家庭が交流・相談できる場の充実の参考指標として地域子育て支援拠点数、情報にアクセスしやすい環境づくりの参考指標として Kids メルマガ会員数を設定しております。ご意見の指標につきましては、今後プランに基づく具体的な施策を推進する中で、参考にさせていただきます。	83～84
89		イクちゃんサービスについて、SNS 上では「知らない」「メリットがない」などの声がある。広島県として、企業の自主性に任せるだけでなく、加盟店に優待サービスを増やしてもらい、専用のステッカー等を作成し加盟店であることを店頭に掲げてもらう等の努力をすべきである。 また、普及促進を取組で掲げるならば、イクちゃんサービスの利用率等は数値目標を成果指標として明確に出すべきである。加えて、ユーザーの満足度を調査すべきである。これら利用率や満足度が著しく低く、サービスの向上もできないのであれば、費用対効果を鑑み、サービスを廃止して、その費用を他の子育て支援に回すべきである。	イクちゃんサービスについては、優待だけでなく、授乳室やおむつ替えスペース、子供向け食事メニュー等、子供や子育て家庭にやさしいサービスを提供する企業・店舗等に登録いただいております。県が作成した専用ステッカーの掲示を呼び掛けているところです。 また、令和6年度に実施した子育て当事者向けアンケートでは、利用率は約7割、利用したことがある9割以上の方が「利用してよかった」と回答しています。プランにおいては、子育て家庭が外出ししやすい環境づくりの進捗を測る参考指標として、店舗数及び認知度を設定しており、目標達成に向け、さらなる普及促進に取り組んでまいります。	
90		子育て応援サイトをもっと充実するとともに、子育て情報やイベントなどを分かりやすく発信してほしい。	子育てポータルサイト「イクちゃんネット」や Kids メルマガ、SNS等を通し、子育てに関する必要かつ正確な情報を、子育て家庭のニーズに沿った形で、またワンストップ、タイムリーに届けることができるよう、情報にアクセスしやすい環境を作り、情報を発信してまいります。	
91	(2)子育て住環境の整備	子育て世代が住みやすい住環境を整えてほしい。(同様の意見他1件)	子育て世帯が住みやすい住環境については、子育てスマイルマンション認定制度により、子育てしやすさに配慮したマンションを認定しています。(認定マンションでは、提携金融機関に住宅ローン金利の優遇が適用されます。) また、県営住宅においては、令和6年度より入居収入基準の緩和や子育て世帯に限定した公募を行うなど入居優遇措置の拡充を図っており、県営平成ヶ浜住宅では、保育施設を併設し、子育て世帯を対象とした期限付き入居を実施しています。 引き続き、子育てに配慮した住環境の整備に努めてまいります。	85～86
92	(3)子供と子育てにやさしいまちづくりの推進	ベビーカーでも使いやすいよう、路面電車やバスのバリアフリー化を進めてほしい。	低床バス、低床路面電車等の車両については、今後も更に導入が進むよう事業者へ助言を行うとともに、鉄道駅や旅客施設のバリアフリー化については、引き続き計画通り導入が進むように鉄道事業者や沿線市へ働きかけてまいります。	87～88

番号	区分	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連する頁
93	(3)子供と子育てにやさしいまちづくりの推進	<p>子供・妊婦の受動喫煙防止のため、次の取組を検討してはどうか。</p> <p>①子供・妊婦の家族の禁煙をサポートするための「禁煙外来治療費助成」の予算化</p> <p>②次の内容を盛り込んだ受動喫煙防止条例の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何人も、20歳未満の者及び妊婦と同室する住宅の居室内、これらの者と同乗する自動車の車内その他これらの者に受動喫煙を生じさせる場所として規則で定める場所においては、喫煙をしてはならない。 ・喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせてはならない。 ・入口に表示義務：喫煙区域への20歳未満の者及び妊婦の立入りが禁止されている旨の掲示の義務付け ・20歳未満の者及び妊婦は、喫煙区域に立ち入ってはならない。 ・妊婦は、喫煙をしてはならない。 <p>③県・県内自治体・医師会・市民団体などとも連携した、世界禁煙デーのイベントにリンクさせた自主的な取組</p>	<p>子供・妊婦の受動喫煙防止につきましては、市町と連携して取り組んでおり、いただいたご意見は市町にも共有いたします。</p> <p>引き続き、市町や関係団体等と連携し、受動喫煙防止の啓発や子供が主たる利用者である学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校等)及び児童福祉施設等に対して上乘せの規制を行っている条例の周知や遵守徹底等の取組により、産前・産後の妊娠中の喫煙や妊産婦や子供への受動喫煙防止に取り組んでまいります。</p>	87～88 59～60
94	(4)子供の防災の取組の推進	<p>子育て家庭の自宅での備えなどはかなり取り組まれているが地域防災につながっていないと感じる。子育て家庭と地域をつなぐ取組を方向性に含めてほしい。</p>	<p>「広島県地域防災計画」において、地域で行われる防災教室等への子育て家庭も含めた県民の参加促進など、「自助」「共助」の取組を一層推進する施策に取り組んでいくこととしており、こうした取組とも連携しながら、子供の防災の取組を推進してまいります。</p>	89
95	その他	<p>未就学児が複数いる場合、駐車場で危ないことも多いため、思いやり駐車場の利用を可能にしてほしい。</p>	<p>思いやり駐車場は、高齢者や障害のある方、妊産婦の方など、車の乗降や移動が難しい方に利用していただいておりますが、妊産婦の利用については、主には母体保護の観点から対象としています。また、他府県での取り扱いや利用実態を踏まえて、昨年度、利用期限を子が2歳(多胎児の場合は3歳)まで延長する見直しを行ったところです。</p> <p>今後も、利用実態等を踏まえて、必要に応じて見直しを検討しますが、県としましては、この駐車場をより必要とされる方が、より多く利用できる制度として、だれもが「思いやり」と「譲り合い」の心で利用されることを望み、運用してまいりたいと考えています。</p> <p>引き続き、本制度へのご理解とご協力をお願いします。</p>	—

【領域Ⅲ柱1 児童虐待防止対策の充実 に関すること】

番号	区分	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連する頁
96	(1)児童虐待防止に向けた理解の促進	体罰によらない子育てをしている親の割合が成果指標になっている。これまでの取組の成果として、現在は体罰はしつくとはいえない事を知っている家庭もたくさんあると思うが、知っているでも自分を止められないというケースが多いのではないかと。原因は様々だが、「親の余裕のなさや家族だけで過ごす時間が多い(人の目が無い)こと」があげられ、そこを改善できるような取組や成果指標になると良い。	指標にしているアンケートは、乳幼児健診時の問診で、子供の様子や親子の関係性を保健師が面談しながら確認するもので、御指摘の子育ての困り感、育てにくさ等からやむを得ず体罰等をしている親への支援にもつなげているものです。 本県においては、子供への体罰の禁止や子供に及ぼす悪影響等について周知するほか、子育て環境の整備や「ひろしまネウボラ」における見守りや予防的支援等の取組を総合的に実施することにより、「体罰によらない子育てをしている親の割合」が増えることを目指し、これを成果指標として設定しています。	96
97	(3)県子ども家庭センターの機能強化	親子分離は必要だが、親子関係の再構築の場として、体罰によらない子育てをできるようにするまで、母子に限らず親子が共に暮らせる施設があると良い。	親子で入所し支援を受けられる施設は、母子生活支援施設に限られますが、親子関係の再構築については、県子ども家庭センター(児童相談所)、市町や関係機関等が連携し、個々の親子の状況に合わせた支援に取り組めます。	99～100

【領域Ⅲ柱2 社会的養育の充実・強化 に関すること】

番号	区分	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連する頁
98	(1)里親等委託の推進	もっと里親制度が身近なものになったら良い。里親になる大人が支援する側、育てられる子どもが支援を受ける側というイメージがあるが、子供と接することで里親が感じられる楽しさや幸せも伝わるような啓発になるとよい。	里親制度が広く県民に周知され、社会全体に里親や家庭養育の重要性への認識や理解が深まるよう、里親制度のより効果的な広報啓発に取り組めます。	102～ 103

【領域Ⅲ柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進 に関すること】

番号	区分	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連する頁
99	(1)ひとり親家庭の子育てと生活支援の充実	ひとり親家庭への補助を広げてほしい。ひとり親でも職があれば補助の対象外となる場合がある。	ひとり親家庭は、精神的、経済的に大きな負担がかかっており、活用できる貸付や奨学金等、経済的支援に関する情報を、ひとり親家庭に確実に届けられるよう、SNSを活用した情報発信に取り組むとともに、ひとり親家庭に低収入の家庭が多い要因について、センターでの就業に関する相談内容などから分析し、支援の充実につなげます。	109～ 111
100		ひとり親家庭への経済的な支援について、行政が養育費を立て替え、相手側から取り立ててくれる制度を作っている自治体もある。そういう制度や認識が普及し、親が離婚しても、子どもへの責任は二人がもち、養育費は必ず受け取れる社会になると良い。	養育費は、子供の養育に関する義務として重要なものであり、両親双方がその必要性や意義を理解するよう広報啓発に取り組むとともに、養育費専門相談員による相談支援や弁護士による専門相談の実施、養育費の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援など、確実な履行に向けた支援に取り組めます。	

番号	区分	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連する頁
101	(2)ひとり親家庭の子供の自立に向けた支援の充実	ひとり親家庭への支援として、第三者の身近な相談相手が必要である。学習支援の場で親の悩み相談などができる仕組みもあると良い。	ひとり親家庭等の子供が、家庭のほか気軽に立ち寄ることができる居場所の設置や、地域の学生や大人による生活指導や学習支援等の実施を促進し、ひとり親家庭の子供たちの心理的な不安を軽減し、自立に必要な力を身につけられる環境づくりに取り組みます。 また、ひとり親家庭の方が相談したいときにいつでも相談できるよう、夜間・土日の電話相談や、AIやSNS等を活用した相談体制の充実に取り組みます。	112～ 113

【領域Ⅲ柱4 障害のある子供等への支援 に関すること】

番号	区分	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連する頁
102	(1)地域における重層的な支援体制の構築	障害児への支援が遅れていると感じる。 診断をつけなければ支援施設にも通えないというのは厳しい。より早期の療育を目的とし、診断がなくとも支援を受けられる体制を整えるべきと考える。	障害児通所支援事業所の通所給付決定については、法令で市町村長の権限とされており、県が一律に整備することは困難ですが、早期の療育が可能となる体制を整えられるよう、市町との連携も図っていきながら取り組んでまいります。	115～ 116
103		障害児における金銭的負担への支援について、多くの所得制限がもうけられている。 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、特別支援教育就学奨励費、日常生活用具など。障害を持っているにもかかわらず所得制限で支援を受けられていない家庭がある。障害児を持つ家庭に社会保障が行き届いていない。 重度障害を負う子が多くの所得制限にかかった場合は生活保護以下の生活になってしまう。これを自治体で障害児支援（子育て支援）でカバーしている自治体があり、広島県でも支援すべき。	所得制限につきましては、国において定められているところであり、県としましては、国の動きなども踏まえながら検討してまいります。	—
104	(2)幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備	個別計画の作成時には相談員の支援があるが、以降は保護者自身が作成しており、十分な知識や情報を持っていない場合もあるため、個別計画作成の仕組みを充実させてほしい。	学校教育においては、特別な支援を必要とする幼児児童生徒全員に対し、個別の教育支援計画（※）と、個別の指導計画（※）を学校（園）が作成し、一人一人に応じた教育を計画的、組織的に進めております。 特に個別の教育支援計画の作成に当たっては、保護者の意見を十分に聞くとともに、学校（園）と保護者が支援内容等について共通理解できるよう努めてまいります。 ※プランの「用語解説」に記載しております。	117～ 118

番号	区分	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連する頁
105	(2)幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備	乳幼児期から学校卒業まで切れ目ない支援をするためには、学校が変わっても親がすべて一から説明しなくてもよいように、介護のケアマネジャーのような、いろいろな手続きを手伝ってくれる相談員を増員してほしい。	<p>障害のある子供の支援として、相談支援専門員が、本人や家族の困りごとや悩みの相談に応じ、必要なサービスにつなぐなど、自立した日常生活や社会生活の実現のための支援を行っています。</p> <p>本県においては、相談支援従事者養成研修の実施による新たな相談支援専門員の養成や、相談支援専門員に必要な助言等を行う「基幹相談支援センター」の設置主体である市町への支援を通じて、地域での相談支援体制の充実を図ってまいります。</p> <p>また、学校教育においては、特別な支援を必要とする幼児児童生徒全員に対して、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、一人一人に応じた教育を計画的、組織的に進めてまいります。</p> <p>個別の教育支援計画については、就学前に作成される個別の教育支援計画を引き継ぎ、適切な支援の目標や教育的支援の内容を設定したり、進路先に在学中の支援の目的や教育支援の内容を伝えたりするなど、個別の教育支援計画をさらに活用することを学校（園）に促し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した指導・支援を行うための切れ目ない支援体制を整備してまいります。</p>	117～ 118

【資料編 に関すること】

番号	区分	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連する頁
106	広島県こどもの貧困の解消に向けた対策計画	子供の貧困について、等価世帯収入水準だけで分類しているが、ギャンブルや買い物依存等により収入があってもお金がない家庭もあり、そのような家庭の実態の調査はどのように行っているのか。	令和5年度に実施した「広島県子供の生活に関する実態調査」においては、収入のほかに、暮らしの状況（ゆとりがある、苦しい等）、お金の不足による電気代当の未払い経験の有無、食料等が買えなかった経験の有無等を調査しており、こうしたデータも踏まえながら、広島県こどもの貧困の解消に向けた対策計画を策定しております。	123

【その他の意見】

番号	区分	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連する頁
107	パブリックコメントの手法	素案への意見を求めるならば、現行プランの振り返りを示すべきではないか。	素案については、現行プランの振り返りも踏まえた現状・課題を記載しており、現行プランの振り返りについては、骨子案関連資料として県ホームページ等で公表しております。	—
108		<p>パブコメ募集を行っていることについての周知が不足している。本当に子育て世帯や若者からの意見を聞きたいのであれば、学校や園、あるいは図書館等の公共施設、公共交通機関への掲示やSNSを通しての周知などの工夫が必要なのではないか。</p> <p>投稿方法もメール、郵便、ファックスのみではなく、Web上で投稿できる様にすべきである。</p> <p>また、この計画をもとに具体的な施策を設立する際には、広島県内の子育て世代にアンケートを取るなどして、子育て世代の声を直接聞いて欲しい。</p>	<p>今回の意見募集にあたっては、県ホームページへの掲載だけでなく、県SNSや子育て当事者向けメールマガジン等により幅広く周知を行ったところですが、ご意見にあるような周知方法・意見の提出方法につきまして、今後の意見募集の参考にさせていただきます。</p> <p>また、本プランについては、子育て当事者だけでなく、子供・若者、子供を持たない方、子育てを終えた方など、様々な県民の方々に対する調査やアンケート結果等も踏まえ作成しており、今後とも、県民の皆様の声をききながら、関連施策に取り組んでまいります。</p>	
109	プランの周知	プランの内容を、子育て当事者にも届けてほしい。また、興味を持って見てもらえるよう、工夫してほしい。	プランについて、内容をわかりやすくまとめた概要版やパンフレット等を作成し、子育て当事者を含めた県民に広く知っていただけるよう、周知してまいります。	—
110	その他	プランの対象は30歳未満の若者であるが、叡啓大学も含めた県立大学についての取組はないのか。	叡啓大学も含めた県立大学の取組に関しては、「広島県 教育に関する大綱」において取組の基本的な方針・方向性を示しています。また、県において広島県公立大学法人が達成すべき業務運営の目標として「広島県公立大学法人中期目標」を定めており、同目標を達成するために、法人において「広島県公立大学法人中期計画」を策定し、取り組むこととしております。	—
111		若者の県外流出を抑えるため、県外に出ても広島に帰ってくる動機づけになるような施策に取り組んでほしい。(同様の意見他1件)	<p>広島県の社会動態では、若年層の転出超過が大半を占めていることから、今年度、若年層の社会減少要因調査として約2万人の若者にアンケートやインタビュー調査を行い、その結果、若者が県外へ流出している主な要因といたしまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務適性や安定性を重視する若者に、自分が望む働き方ができる広島の企業の存在や魅力が届いていないこと、 ・成長志向の若者を惹きつける魅力的な産業の更なる集積が必要であること、 ・若者目線のまちづくりや地域の魅力に触れる機会が不足していること <p>などが明らかになりました。</p> <p>このため、来年度におきましては、若者一人ひとりが、自身の志向に応じた仕事や学びを広島で選択でき、広島だからこそ叶えられる豊かな暮らしを実現するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内企業や大学等の認知向上の後押し、 ・魅力的な産業の集積や職場環境整備の支援、 ・地域の魅力及び暮らしやすさの向上 	—

番号	区分	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連する頁
			<p>の3つの柱により、取組を推進することとしております。個別の施策については、 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zaiseiyosann/7tosyo-gaiyo.html をご覧ください。</p>	
112	その他	<p>全ての子供が教育や娯楽を得ることができるよう、公共図書館で、本だけでなくDVDやCD、ゲーム、パズルなどの貸し出しをしてほしい。</p>	<p>県立図書館においては、CD等視聴覚資料を所蔵しており、その一部については貸出しも行っております。また、ひろしま子どもサイエンスライブラリーというコーナーを館内に設け、科学や数学等サイエンス関連の本と併せて、遊びながらそれらの知識に触れることができるパズル等も用意しております。</p> <p>図書館サービスの充実に向け、いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	—

※) 頂いた御意見のうち、内容について原文を一部要約又は分割し、整理して掲載しています。

なお、具体的に内容を判断できなかったもの、県の業務対象外のものに対する意見については、掲載していません。